

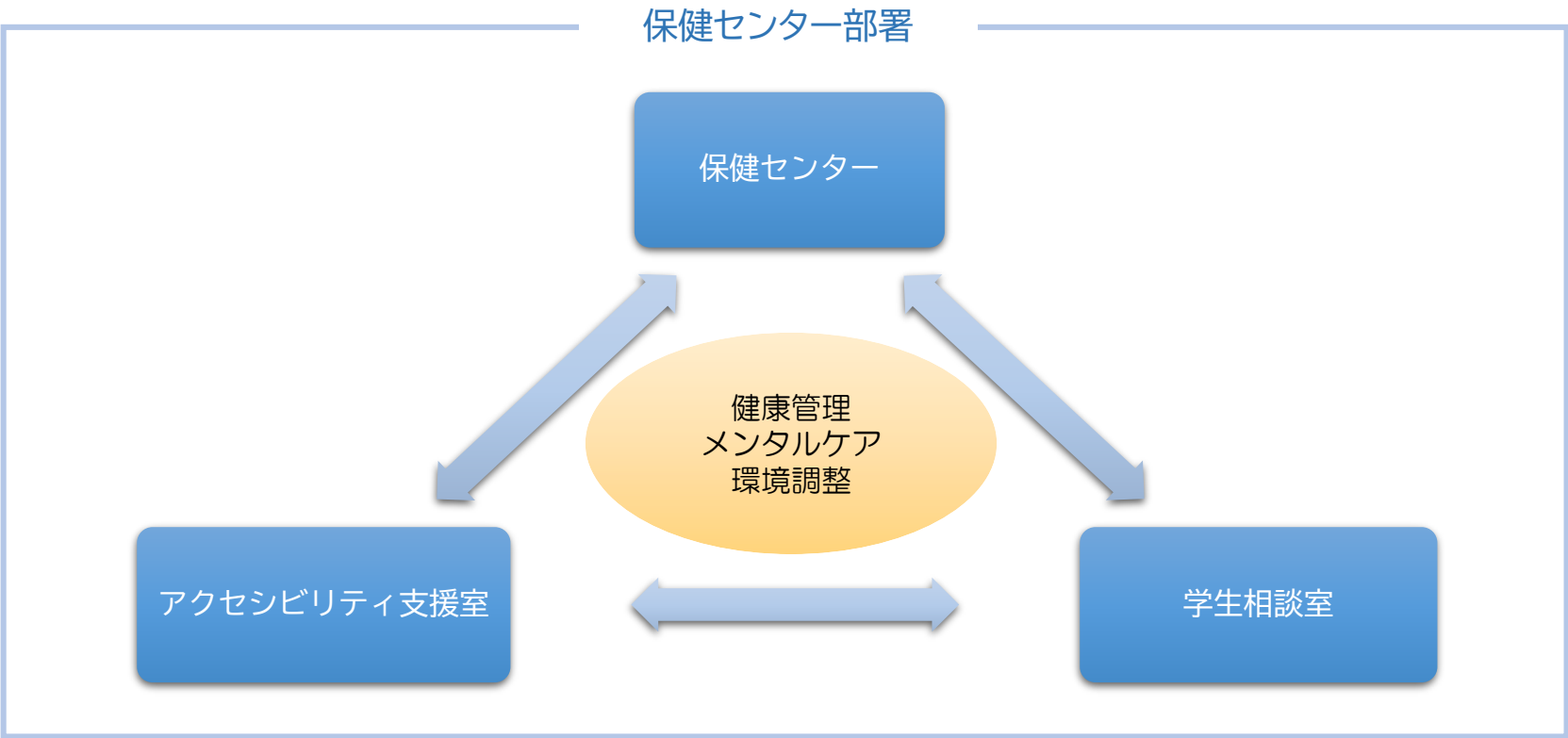
アクセシビリティ支援室の役割・機能

アクセシビリティ支援室は、障害学生支援の専門部署として2016年度に開設しました。障害のある学生への全学的な支援と、誰もが平等に学修できる学内体制の整備を目的とした、様々な取り組みを行っています。アクセシビリティ支援室には、専任のコーディネーターが1名、ピアサポートの運営・管理を担当するスタッフが1名います。



【主な役割・機能】

- ◆ 障害やその他の理由によって充実した大学生活を送ることが難しい学生からの相談に応じ、必要な変更や調整を行う。
- ◆ 各学科の教員や各部署の職員と協働しながら、障がいのある学生の大学生活を支援する。
- ◆ 同じ部署である「保健センター」および「学生相談室」と連携を図りながら、心身のケアを含む総合的なサポートを提案する。



【合理的配慮について】

- ◆ 本学では、障害のある学生が他の学生と公平に教育を受ける権利を享有・行使し、充実した学生生活を送れるようにするために合理的配慮および必要な支援を提供します。アクセシビリティ支援室はその調整を行います。

合理的配慮とは？

【定義】

障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。（「障害者の権利に関する条約」第2条）

【合理的配慮の提供について】

事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

（「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」第8条）

